**１１　安否状況・被害状況の確認**

）

**１　安否・所在の確認**

安否確認が取れていない生徒及び教職員の確認を続ける。その家族や自宅の被害状況も把握することが必要になってくる。

**２　被害状況の確認**

一度点検した場所でも、時間とともに被害が拡大している場合もあるので、学校復興に向けて再度確認調査を行う。確認調査中に少しで危険を感じた場合は、調査を中止し、立入禁止区域とする。

・校舎・体育館等の施設の被害状況を確認する。危険があると思われる箇所は、応急危険度判定士等の専門家による確認が必要。

・工作物の被害状況を確認する。

・立入禁止区域の確認をする。

**３　チェック項目**

□　児童生徒の安否・所在確認をする

□　教職員の安否・所在確認をする

□　校舎・体育館等の被害状況を確認する（応急危険度判定士等の専門家による確認含む）

□　①建物躯体（基礎・柱・壁・床・天井）

　　（状況　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□　②建物取付具（扉・窓・電球・ガラス等）

（状況　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□　③備品（戸棚・本棚・ロッカー・靴箱等）

（状況　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□　工作物の被害状況を確認する

ブロック塀　・樹木　・防球ネット　・門扉　・掲揚ポール　・境界フェンス　等

（状況　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

□立入禁止区域の表示をする

**１２　学校教育活動の再開準備**

　　学校の再開にあたっては、地元自治体及び避難所運営会議、県教育局の担当課と協議すると同時に、児童生徒等、校内、近隣等の状況把握に努める。

**１　使用可能な学校施設の把握**

・使用可能な普通教室、特別教室等の数を調査する。

・使用可能教室が少なければ、短縮授業の検討や被害を免れた近隣学校施設や公共施設の利用を検討する。

・臨時環境衛生検査を実施し、検査結果を保健体育課に報告したうえで必要な措置を行う。

（参考）学校環境衛生の基準（文部科学省）

第２章　臨時環境衛生検査

１　学校においては、次のような場合、必要があるときは、必要な検査項目を行う。

（２）風水害等により環境が不潔になり、又は汚染され、伝染病の発生のおそれがあるとき。

**２　被害を受けた学校施設の修理**

必要に応じて、教育施設課と調整を取りながら実施する。

**３　教科書等の学用品がない児童生徒等の人数を把握**

学用品がない児童生徒等の人数を把握し、不足分の手当てについて担当課と協議する。

**４　授業料免除を希望する児童生徒等の把握**

　　授業料免除を希望する児童生徒等を把握し、財務課に申請する。

**５　学校周辺の安全点検の実施**

周辺の建物やブロック塀等について倒壊の危険がないか確認する。危険がある場合は、通行しないように児童生徒等に周知する。また、教職員による安全監視と通学指導を行う。

**６　児童生徒等の心のケアの対応**

児童生徒等、教職員等によっては、大きな災害を経験すると表情は表面的には普段と変わりなく見えるが、心の奥深いところには心的外傷の問題としてダメージが大きく残り、このことがその後の社会生活をしていくうえで心に様々な影響を及ぼすことが指摘されている。

心のケアの支援体制は、校内で十分共通理解をしておくとともに、学校医、教育相談機関、精神保健の専門機関等と連携を密にし、的確な対処ができるようにしておくことが必要である。特に障害のある児童生徒等については、家庭との連絡を密にして対応することが重要となる。

**７　チェック項目**

□　使用可能な学校施設の把握

□　被害を受けた学校施設の修理

□　教科書等の学用品の援助が必要な児童生徒の把握

□　通学路の安全点検の実施

□　児童生徒等の心のケアの対応

□　登校日の決定及び児童生徒等や保護者への通知